

議案第9号

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

(基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の一部改正)

第1条 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

(基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正)

第2条 基山町空家等対策協議会設置条例（平成28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、引用条文の条番号の整理が必要なため、基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例を改正する必要がある。